

議第五十一号

損害賠償の額を定めることについて

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

令和七年二月二十六日午前一時十五分頃、大野郡白川村大字椿原地内の国道百五十六号を走行中の羽島郡岐南町若宮地二丁目二百三十三番地の一 有限会社土手商事の従業員が運転する同社所有の普通貨物自動車（岐阜一三一こ一九）が、法面からの落雪により破損した事故について、県は、同社に対する損害賠償の額を、金三百四十四万三千八百六十六円と定めるものとする。

